

## 船舶事故調査報告書

平成23年7月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年2月16日 18時20分ごろ
発生場所	鹿児島県薩摩川内市下甑島北方の藺牟田瀬戸 下甑島所在の鳥ノ巣山灯台から真方位021°0.3海里付近 (概位 北緯31°47.4' 東経129°48.2')
事故調査の経過	平成23年2月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>あかり</sup> 明丸、4.2トン KG3-39565（漁船登録番号）、個人所有 11.23m (Lr) × 2.65m × 0.87m、FRP ディーゼル機関、307kW（漁船法馬力数）、平成16年5月15日 B 漁船 <sup>きく</sup> 菊丸、0.9トン KG3-30750（漁船登録番号）、個人所有 6.50m (Lr) × 1.73m × 0.45m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、昭和63年7月27日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年9月30日 免許証交付日 平成19年11月30日 (平成25年9月29日まで有効) B 船長B 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年4月9日 免許証交付日 平成20年7月29日 (平成26年4月11日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 転覆（廃船）
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、藺牟田漁港を出港し、藺牟田瀬戸を経由して同漁港の北方にある下甑島夜萩浦沖の漁場に向かい、航海灯を点灯して約10ノット（kn）の速力で手動操舵により下甑島平瀬埼沖

	<p>に向けて北東進した。</p> <p>船長Aは、東寄りの風浪が強く、視界が良くなかったので、ふだんよりも大回りに左転して平瀬埼沖を通過し、目視により船位を確認しながら藺牟田瀬戸を北進した。</p> <p>船長Aは、平瀬埼の北西方に浅瀬や岩礁が存在するので、左舷方の浅瀬や岩礁に注意を向けて藺牟田瀬戸のほぼ中央を北進したのち、同瀬戸の北口で夜萩浦沖の漁場に向けるため、左転して針路を北西方に向けたところ、間近に接近したB船に気付いて機関を後進としたが、平成23年2月16日18時20分ごろ、A船の船首部とB船左舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bが、藺牟田瀬戸において、航海灯を点灯して速力約2.5～2.6knでほろ曳き縄を引きながら手動操舵により南進中、左舷船首方から接近してくるA船に気付いた。</p> <p>船長Bは、北進中のA船と左舷を対して通過する態勢であったので、A船の動静を見ていたところ、A船が急に左転し、B船に向けて接近してきたことから、右舵をとって衝突を避けようとしたが、A船とB船とが衝突してB船が転覆した。</p> <p>船長Bは、転覆したB船の船内に閉じ込められたが自力で脱出し、A船に救助されて藺牟田漁港まで搬送された。</p> <p>B船は、A船の僚船により藺牟田漁港までえい航された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風速 約12m/s、視程 約1～2km</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、備え付けのレーダーが故障し、GPSプロッターは設置されていなかった。</p> <p>B船は、GPSを設置していたが、レーダーを設置していなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>付近海域の日没時刻は、18時08分ごろであった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、藺牟田瀬戸を北西進中、船長Aが、左舷方の浅瀬や岩礁に注意を向け、前方の見張りを行っていなかったことから、左舷前方のB船に気付かずに左転してB船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、藺牟田瀬戸を南進中、船長Bが、左舷を対して通過する態勢のA船の動静を確認していたところ、A船がB船の左舷前方至近で左転したことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、藺牟田瀬戸において、A船が北西進中、B船が南進中、船長Aが、前方の見張りを行っていなかったため、左転してB船に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 一方向だけでなく、周囲の見張りを行うこと。</li><li>・ 変針する際は、変針方向の状況を確認すること。</li></ul>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------